

官報

号
国会会議録

令和7年4月15日

○第二百十七回 衆議院会議録 第二十号

令和7年4月15日(火曜日)

議事日程 第十八号

令和7年4月15日

午後一時開議

第一 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一 公益通報者保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○本日の会議に付した案件

日程第一 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)
公益通報者保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

日程第一 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第一、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(額賀福志郎君) 委員長の報告を求めます。財務金融委員長井林辰憲君。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(井林辰憲君登壇)

○井林辰憲君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地域活性化や我が国の企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を一層促進するため、株式会社日本政策投資銀行の特定投資業務について、投資決定期限等を延長するものであります。

本案は、去る四月八日当委員会に付託され、翌九日加藤財務大臣から趣旨の説明を聴取し、十一

令和7年4月15日 衆議院会議録第二十号

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案
趣旨説明

日から質疑に入り、同日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

公益通報者保護法の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明

○議長(額賀福志郎君) この際、内閣提出、公益通報者保護法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣伊東良孝君。

(国務大臣伊東良孝君登壇)

○国務大臣(伊東良孝君) 公益通報者保護法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

公益通報者保護法の令和二年改正後においても、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令に違反する事実等が発生しており、公益通報に適切に対応するための事業者の体制整備の不徹底と実効性の課題が認められます。また、国際的な潮流として、公益通報者の保護の強化が進んでいます。

こうした状況を踏まえ、事業者における法令の規定の遵守を図る観点から、事業者の体制整備の徹底と実効性の向上、公益通報者の範囲拡大、公益通報を阻害する要因への対処、及び公益通報を

理由とする不利益な取扱いの抑止、救済の強化を図る必要があるため、この法律案を提出した次第です。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、従事者指定義務に違反する事業者に対して、勧告に従わない場合の命令権及び命令違反時の罰則を定めるとともに、事業者に対する立入検査権限等を定めることとしています。また、労働者等に対する事業者の公益通報対応体制の周知義務を明示することとしています。

第二に、働き方の多様化を踏まえ、公益通報者の範囲に、事業者と業務委託関係にある特定受託事業者に係る特定受託業務従事者を追加し、公益通報をしたことを理由とする業務委託契約の解除その他不利益な取扱いを禁止することとしています。

第三に、事業者が、労働者等に対して、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること等によって公益通報を妨げる行為をすることを禁止するとともに、これに違反してされた合意等の法律行為を無効とすることとしています。また、事業者が、公益通報者を特定することを目的とする行為をすることを禁止することとしています。

第四に、公益通報後一年以内にされた解雇又は懲戒について、公益通報を理由としてされたことに係る立証責任を事業者に転換するとともに、公益通報をしたことを理由として解雇又は懲戒をした者に対し、罰則を定めることとしています。

なお、一部の附則規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしています。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

公益通報者保護法の一部を改正する法律案

(内閣提出の趣旨説明に対する質疑)

○議長(額賀福志郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。尾辻かな子君。

〔尾辻かな子君登壇〕

○尾辻かな子君 立憲民主党の尾辻かな子です。

私は、会派を代表し、公益通報者保護法改正案について、全て伊東良孝内閣府特命担当大臣にお聞きをいたします。(拍手)

公益通報者保護法は、不正を正すために勇気を出して声を上げた人を守るための法律です。二〇〇六年に施行され、十九年が経過しました。今回、二度目の改正となります。この間、内部通報者によって明らかになる事象も増え、企業の体制整備も行われてきましたが、一方で、内部通報を契機とした探索行為や報復行為により通報者が甚大な不利益を被り、時には、因果関係の立証はできませんが、お亡くなりになるような事件も起こっています。今回の法改正により、進む部分もありますが、不十分な点が幾つもあるため、順次質問をしてまいります。

公益通報者保護法の根本的な課題として、その仕組みの複雑さがあり、公益通報を行うとする者にとっても仕組みの理解が難しいことが挙げられます。さらに、公益通報者保護法は、公益通報者が通報により会社から報復として不利益な取扱いを受けた場合、通報者保護を求めるためには、自ら民事訴訟を提起する仕組みとなっており、通報者の大きな負担となっている現状があります。まず、公益通報に当たる対象法律の狭さについてお聞きします。

政府は、国民の生命、身体、財産の保護に関する法令、刑事罰、過料がある約五百本が公益通報に当たると説明しています。したがって、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの多くは、公益通報に該当しません。対象法律につい

て、対象を絞るポジティブリスト方式からネガティブリスト方式へ変更する方が、より公益通報に当たる事象が広がると思いますが、大臣の見解を伺います。

森友学園問題に関して、財務省から公文書改ざんを命じられた赤木俊夫さんが命を絶たれてから七年が過ぎ、今年一月に、財務省の森友学園をめぐる公文書の不開示決定を取り消す判決が大阪高裁で出され、やっと公文書が開示されることになりました。闊ってこられた赤木雅子さん、関係者の皆様に心から敬意を表します。

赤木さんが理不尽な公文書改ざんを命じられたとき、公益通報として財務省の窓口に通報した場合、公益通報に当たるのでしょうか。公文書管理法は公益通報の対象に入るのか、伺います。

次に、兵庫県庁文書問題について、関連してお聞きします。

兵庫県代表監査委員に提出された文書問題に関する第三者調査委員会の調査報告書では、元西播磨県民局長による文書の作成、配布行為は、公益通報者保護法における報道機関や消費者団体など外部への通報、三号通報に該当するとなりました。兵庫県知事が通報者の探索を行った行為についても、公益通報者保護法違反となりました。文書の作成、配布行為を懲戒処分理由の一つとしたことも、違法、無効としました。これは、兵庫県において公益通報者保護法が機能しなかったと言えるのではないのでしょうか。

一連の兵庫県文書問題をめぐって公益通報者保護法違反との指摘がなされていることについて、公益通報者保護法の実効性が問われる重大な事態であると考えます。担当大臣としてどのようにお考えか、お聞かせください。さらに、体制整備義務違反について、第二十条により自治体は除外されています。兵庫県の事象を踏まえると、消費者庁が指導助言できるように、二十条の除外を見直すべきではないでしょうか。

今回の法改正では、一般職の国家公務員等について、公益通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止し、違反して分限免職又は懲戒処分をした者に対し、六か月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金を科しました。違反して分限免職又は懲戒処分した者とは、処分権者になるわけですが、国家公務員においては大臣等、地方自治体においては知事、市町村長なども含むということではないのか、大臣に確認いたします。

さらに、今回の法改正の最大の課題である通報者への不利益取扱いについて、二点質問いたします。

法改正により、公益通報をしたことを理由として解雇又は懲戒をした者に対し、拘禁刑、罰金など刑事罰を科すことになりました。一歩前進かもしれませんが、なぜ対象を解雇又は懲戒に限定したのでしょ

うか。日本弁護士連合会の調査では、通報者を受けける不利益取扱い、最多が嫌がらせ、次に配置転換です。声を上げた勇気ある通報者を守るためには、不当な配置転換等も刑事罰の対象に含めるべきではないでしょうか。大臣の答弁を求めます。

また、刑事罰へのプロセスも不透明です。通報者は民事裁判によって公益通報者として保護されるという事実認定を得なければいけないのか、消費者庁としてどのようなプロセスを想定しているのか、お答えください。

消費者庁における有識者検討委員会では、報復配転への罰則には、企業側の委員が反対を唱えました。一方で、内部通報訴訟の内部通報者等はヒアリングされていません。有識者検討委員会では通報当事者のヒアリングをしなかったのはなぜですか。

もう一点は、立証責任の転換です。

今回の法改正で、通報後一年以内の解雇又は懲戒は、公益通報を理由としてされたものと推定するとしました。立証責任の転換については前進で

すが、これも、解雇と懲戒だけに限定され、配置転換等が除外されています。韓国やEUなどは、既に不利益取扱いの立証責任は企業側に転換する制度をつくっています。配置転換等も立証責任の転換の範囲に入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

保護すべき通報者の範囲についてお聞きします。

今回、保護すべき通報者にフリーランスを含めることは評価しますが、フリーランスに該当しない取引先事業者、通報者の支援者などは、通報者保護の対象外となりました。取引先事業者は、不正を知り得る立場にあります。通報したことを知られると取引を打ち切られる弱い立場にあります。通報者の同僚など、通報者を支援する立場の者なども保護すべき場合があります。これらの方々を保護すべき通報者の対象にすべきではないでしょうか。

通報の際の証拠収集、持ち出しについてお聞きします。

内部通報をしてもみ消されてしまうのではないかと感じ、報道機関や消費者団体など外部への三号通報を行った場合は、真実相当性が問われます。そのためにも、証拠を収集し、持ち出す必要があると思いますが、鹿児島県警の内部文書漏えい事件のように、持ち出しと外部通報が守秘義務違反に問われる場合があります。こうした証拠収集、持ち出し行為については、守秘義務違反の免責規定を作るべきではありませんか。

また、今回の改正案で、新たに通報妨害の禁止及び通報者探索の禁止が規定されましたが、いずれも正当な理由がないことを要件としています。正当な理由とは、どういった内容を想定しているのでしょうか。

公益通報者対応業務従事者の指定及び体制整備の義務の事業者の規模は、三百人超の事業者に限られており、全事業者に占める割合は低いのが現

状です。百人超の事業者まで拡大することで、公益通報の対象になるような違法行為があった場合には、公益通報することにより、むしろよいような職場をつくるべきではないでしょうか。大臣の見解をお伺いします。

今回の法改正により、事業者に対しての立入検査権限が新設されました。これは前進であると評価しますが、増加する業務量に対応できるのか懸念が残ります。現在、消費者庁で公益通報を担当している職員は何人でしょうか。非常に限られた人数で実務を担われている現状を見ると、予算、人員体制の整備がセットで必要ではないでしょうか。

圧倒的な情報量と力を持つ雇用主である会社と裁判を闘うことの困難さ、本人の経済的負担、時間的負担、心理的負担は非常に重いものがあります。通報者の保護策、救済策が充実しなければ、リスクを負って通報するハードルは依然高いものになります。

日本の精密機器メーカーでは、内部通報をした浜田正晴さんの例ですと、会社に籍を置きながら、その会社を相手に、配置転換は内部通報によるものであり無効であるとして、民事裁判を八年闘われました。奇跡的な勝訴を勝ち取りましたが、元の部署に戻ることはできませんでした。内部通報者に対して現実的な救済が難しい場合が多いのも現状です。費用手当てのある専門ADRの創設や、米国にあるような報奨金などの新制度の検討が必要と思いますが、大臣の見解をお伺いします。

今回、法改正から次の改正まで、検討期間が五年となりました。改正内容以外にも検討をすべき課題は多く残っています。今回も、前回と同様に三年で見直すべきと考えますが、見解を伺います。

兵庫県では、西播磨県民局長が、通報者の探索、懲戒処分などを受け、死をもって抗議すると

のメッセージを残し、お亡くなりになりました。後に県が設置した第三者委員会で、公益通報に当たり、県側の行為は公益通報者保護法違反であると認定されましたが、残念ながら、亡くなられた命は戻ってきません。このようなことを二度と起こしてはなりません。

そして、実効性ある公益通報者保護法にするためには、私たちが提案する、配置転換を刑事罰に加えるとともに、立証責任の転換に加える等の法案修正に際しては、そのことを強くお願いしたいと思っています。

不正を許してはならないと、勇気を持ち声を上げた公益通報者を真に保護できる公益通報者保護法となることを願いまして、私の質問を終わりたいと思います。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣伊東良孝君登壇)

○国務大臣(伊東良孝君) 尾辻かな子議員からた

くさんの御質問をいただきました。合計十五問ありますので、順次御答弁させていただきます。

まず、公益通報者保護法の対象法律の規定方式についてお尋ねがありました。

公益通報者保護法では、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護を直接の目的とする法律を対象法律として列挙しております。

ネガティブリスト方式を採用した場合には、労働者、事業者の双方にとつて、通報が保護対象に含まれるかが不明確となり、規定方式の変更は困難と考えております。

次に、森友学園をめぐる事案に関連して、通報の公益通報該当性や公文書管理法が対象法律に含まれるのかについてのお尋ねがありました。

次に、兵庫県事案についての見解と、地方公共団体に対する行政措置権限の適用除外規定の見直しについてお尋ねがありました。

消費者担当大臣として、これも個別事案についての見解をコメントすることは差し控えていただきます。また、兵庫県におきましては、県議会の百条委員会や県の第三者委員会の報告書の内容を踏まえ、適切に対応されるものと考えております。

国や地方公共団体といった行政機関は、自ら法令遵守を図り、義務を履行することが期待されており、消費者庁の行政措置は適用しないこととされており、消費者庁では、地方自治法の規定に基づく技術的助言として、ガイドラインの策定や実態調査の実施等を通じて、地方公共団体の体制の整備を促してきたところであります。

一方、消費者庁では、地方自治法の規定に基づく技術的助言として、ガイドラインの策定や実態調査の実施等を通じて、地方公共団体の体制の整備を促してきたところであります。

次に、一般職の国家公務員等が公益通報をしたことを理由とする分限免職又は懲戒処分について、罰則の対象についてのお尋ねがありました。

組織によって、分限免職又は懲戒処分の意思決定の方法やプロセスは様々であります。罰則の対象者については、懲戒権者など形式的に解雇又は懲戒の意思表示をした者が直ちに該当するわけではなく、実質的な意思決定をした者やそれに関与した者が対象となると考えております。

次に、不当な配置転換を罰則の対象にすることについてのお尋ねであります。一般論として、犯罪の構成要件は明確で、対象となる行為は罰則に値するものでなければなりません。

我が国では、メンバースhip型雇用が一般的で、配置転換については、適材適所の配置や人材育成の観点から、事業者の広い裁量の下、頻繁に行われており、必ずしも不利益な取扱いとは言え

ません。また、その様態は様々であり、不利益性は個人の主観や事情に依存する部分が大きく、罰則の対象とすることは困難と考えております。

次に、刑事罰に至るまでのプロセスについてのお尋ねがありました。

労働者に対して公益通報を理由とする解雇及び懲戒が行われた場合には、当該労働者が捜査機関に対して被害申告や刑事告訴をしたり、又は周囲の方々等が刑事告発をしたりした上で、起訴されれば、刑事裁判において判断されることとなります。

次に、通報者からのヒアリングについてのお尋ねがありました。

制度の見直しを議論した公益通報者保護制度検討会には、日本労働組合連合会の代表者や通報者を支援する弁護士が委員として参加をいたしております。

また、この検討会におきましては、通報者を支援している日弁連の消費者問題対策委員会の委員からもヒアリングを行い、通報者の状況について十分意見聴取をしております。

次に、配置転換等を立証責任の転換の対象とすることについてのお尋ねがありました。

立証責任を転換する範囲については、各国の労働法制や労働慣行の違いを考慮する必要があります。

EUや韓国ではジョブ型雇用が一般的ですが、我が国ではメンバースhip型雇用が一般的で、配置転換について事業者の広い裁量が認められており、労働法制において、権利濫用であることの立証責任は労働者が負っています。

このような労働法制との平仄を踏まえると、配置転換等について、公益通報を理由とすることの立証責任を事業者に転換することは現状困難と考えております。

次に、取引先事業者や通報者の支援者を保護する公益通報者を含めることについてのお尋ねがありました。

公益通報者保護法は、労働者等、事業者に対して弱い立場にある個人を公益通報者として、公益通報を理由とする不利益な取扱いから保護する法律です。取引先事業者は個人ではないことから、公益通報者として保護することは困難と考えております。

また、公益通報者の支援者を保護対象とすることにつきましては、これらの者に対する不利益な取扱いの実態が現状明らかではないことから、その状況を注視してまいります。

次に、資料の収集、持ち出し行為についてであります。資料の収集、持ち出し行為についてであります。資料の収集、持ち出し行為についてであります。

公益通報の証拠となる資料は、事実関係を調査するために重要な位置づけを占める一方、通報者による内部資料の収集や持ち出しは、事業者の情報管理や組織秩序に悪影響を及ぼす場合があります。

裁判所においては、通報との関連性や通報者の動機、行為の態様、影響等を総合的に勘案し、判断していると承知しております。

このため、公益通報のための資料収集、持ち出し行為について、一定の要件の下、免責する規定を設けることは現状困難であり、事案ごとに事情を総合勘案の上、判断することが妥当と考えております。

次に、通報妨害の禁止及び通報者探索の禁止が許容される正当な理由についてお尋ねがありました。

通報妨害におきましては、例えば、労働者に対し、不正行為について、特段の根拠なく報道機関や取引先などに通報しないよう文書又は口頭で求めることは、正当な理由に該当し得ると考えております。

また、通報者探索においては、例えば、通報者が具体的にどのような局面で不正を認識したのかなどを特定した上でなければ必要な調査や是正が

できないという場合に、従事者が通報者の特定につながる事項を問うことは、正当な理由に該当し得ると考えております。

次に、体制整備義務事業者の範囲の拡大についてお尋ねがありました。

消費者庁の実態調査等の結果、従業員三百人を超える義務対象事業者でありまして、体制整備の不徹底と実効性の課題が明らかとなっております。

こうした中、まずは、義務対象事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性向上を図ることが重要と考えております。

従業員数三百人以下の努力義務対象の事業者は、内部通報制度の重要性について一層の周知啓発を行い、その認識を高めてまいります。

次に、公益通報を担当する職員数あるいは予算、人員体制整備についてのお尋ねがありました。

現在、消費者庁では、公益通報者保護法を担当している職員の定員は十四名であります。

今回の法改正により、事業者の従事者指定義務違反は、公益通報者保護法上の通報対象事実となり、消費者庁への公益通報が見込まれるほか、それ以外の体制整備義務違反につきましても情報提供が増えることが見込まれております。

このため、消費者庁では、今年度新たに法執行のための定員を確保しており、今回の法改正後も、引き続き法執行体制の強化に取り組むことといたしております。

次に、費用手当てのある専門ADRの創設と奨学金制度の検討の必要性についてのお尋ねがありました。

訴訟以外で、第三者が介在して個別労働紛争の解決を図る制度として、労働審判のほか、厚生労働省や各都道府県等の関係機関による個別労働紛争解決制度、いわゆるADRがあります。ここでは、公益通報が関係する事案を含め取扱いがなさ

れているものと承知をいたしております。

御指摘の奨学金制度につきましては、財源の確保のほか、事業者内部の不正を通報した労働者に奨学金を支払うことについて国民の理解を……（発言する者あり）課題があると考えております。

次に、見直し期間についてのお尋ねがありました。

令和二年の法改正時は、公益通報を理由とする不利益な取扱いへの対応が必要とされましたが、対応の具体的方向性について結論が出ず、引き続き検討することとなりました。このため、施行後早期に対応を検討し、必要な措置を講ずる必要があります。

今回の法改正では、不利益な取扱いについて、刑事罰を導入することや立証責任の転換といった一定の措置を講ずることとしており、今後の見直しの検討に当たりましては、施行後の裁判事例の蓄積を踏まえる必要があります。

我が国では、訴訟の準備を始めましてから一審判決までに二年程度かかることも珍しくなく、当事者の一方が控訴、上告した場合、判決が確定するまで更に長い時間を要します。このため、法の見直しの検討には、施行後五年程度が必要となつているところであります。（拍手）

以上であります。（拍手）

○議長（額賀福志郎君） 阿部弘樹君。

〔阿部弘樹君登壇〕

○阿部弘樹君 日本維新の会の阿部弘樹でございます。

会派を代表して、公益通報者保護法の一部を改正する法律案について、全て伊東良孝内閣府特命大臣に質問いたします。（拍手）

本法案は、令和二年の改正法の施行から一定の期間を経過したことから、公益通報者保護制度検討会の検証を経て、公益通報者保護制度の実効性を向上させるための改正とされていきます。今回の

改正の前に、前回の令和二年六月の法改正の総括について伺います。

公益通報者保護制度検討会は、令和二年改正による効果として、実態調査の結果を平成二十八年度の調査結果と比較して、民間事業者における内部通報制度の導入率が上昇したと報告しています。しかし、その後も、勇気を奮って通報した人が結果的に望まぬ境遇に陥ってしまう事例は後を絶ちません。令和二年改正の効果や課題について、率直な評価をお聞かせください。

昨年、大きく社会問題となった事例を参考に、憂慮すべき点をお聞きします。

中古自動車販売大手のビッグモーター社による自動車保険不正請求などの不祥事が相次いで発覚した際には、当該企業の内部通報体制の不十分さが露呈しました。ビッグモーター事件では、ワンマン経営者が会社幹部や社員を服従させ、少しでも意に沿わないと懲罰的な扱いをするなど、恐怖支配があったとされています。

このような、いわゆるブラック企業においては、法律で内部通報窓口の設置を義務づけたとしても、会社は何をされるかわからないという恐怖から、行われるべき通報が滞る可能性があります。公益通報窓口の設置の義務化は、こうした通報者の不安を解消できるのでしょうか。具体的な対策をお示しください。

フジテレビの事案を取り上げます。株式会社フジテレビジョンが出した文書「フジテレビの再生・改革に向けて」には、相談窓口相談しても情報が外に漏れてしまうのではないかと懸念から、相談窓口の信頼性を確保し、相談者が安心して利用できる体制を整備する必要性について記載があります。

しかし、今回の事案では、被害者は上司を信頼して事件を通報しており、相談の窓口は確保されていました。それにもかかわらず、相談を受けた上司や会社の上層部が、加害者である人気タレン

トを守るために、社内のコンプライアンス委員会に報告せず、事件のみみ消しを図り、その結果、被害者は自主退社の選択を余儀なくされました。どのような企業でも、大事な顧客や重要な取引先との力関係では弱い立場に置かれることがあります。取引上の力関係が上位にある社外の者が通報すべき不正を行った場合、社内の通報窓口の確保だけでは体制は不十分だと考えますが、どういった対応をすべきか、見解を求めます。

兵庫県知事によるパワハラ疑惑をめぐっては、県側が内部告発した元県幹部を特定し、停職三か月の懲戒処分をしたため、告発者の不利益な取扱いを禁じた公益通報者保護法に違反するとの指摘があります。法令遵守の徹底が当然に求められる行政において発生した事案ですので、多くの人がこの問題を注視しています。

公益通報者保護制度では、自治体に対して、地方分権の関係で消費者庁が介入することはできないとされており、本改正においても、解雇以外の不利益な取扱いを無効とする規定は公務員には適用しないものとしております。しかし、現実的には、自治体を始め官公庁における不正も後を絶ちません。民間には罰則があるが官公庁にはないというのでは、不公平と考える国民は多いのではないのでしょうか。官公庁の不正事案について、政府見解を求めます。

次に、事業者に対する変更点についてお聞きします。

今回、従事者指定義務に違反する事業者に対し、現行法の指導、助言、勧告を行う権限に加え、勧告に従わない場合の命令権及び命令違反時の刑事罰が新設されました。一定の効果があると思われるが、事業者規模が常時使用する労働者の数が三百人超の事業者に限られている点について、検討が必要です。

従事者指定義務がかかる常時使用する従業者数が三百人超の事業者というのは、全事業者の1%

以下です。大企業の定義は、常時使用する従業員数が、卸売業、サービス業は百人超、小売業は五十人超であることを踏まえれば、百人若しくは五十人を超える事業者に拡大することも一案と考えられますが、見解をお伺いします。

また、中小企業にとつては体制整備の対応が困難であり、小さな企業ほど通報者の保護が難しい状況です。中小企業への対応方針や、政府の支援策についてお示しください。

法案では、現行の報告の徴収、助言、指導、勧告権限に加え、立入検査権、勧告に従わない場合の命令権を新設し、さらに、命令違反に対する刑事罰、及び報告を怠った場合、虚偽の報告をした場合、検査を拒否した場合に対する刑事罰を科すこととされています。

これらの検査等に関する様々な権限を消費者庁に付与するとしていますが、現状の組織体制や予算では権限を十分に行使することが困難ではないかという意見もございます。消費者庁は、今の体制をどうやって運用していくのか、答弁を求めます。

通報者保護の範囲についてお聞きします。

今回、保護される公益通報者の範囲に、フリーランスや、業務委託関係が終了して一年以内のフリーランスが追加されました。しかし、E U公益通報者保護指令では、これらに加え、求職者やポランティアも公益通報者に含めています。G 20ハイレベル原則では、保護対象となる通報の範囲は広範に定義されていますが、求職者やポランティアによる公益通報についても見解を伺います。

また、E U公益通報者保護指令では、同僚や家族など、報告者の支援者や取引先に対しても保護が及ぶことになっています。実際に被害を受けた本人だけでなく、これらの周囲の方々にも配慮がないと、同調圧力が強い日本社会においては特に、調査の公平性さえ担保できない可能性があり、被害者の周辺に対してどのような配慮をします。

ていくのか、政府の見解をお聞きします。

公益通報者を阻害する要因についてお聞きします。

まず、通報者探索の禁止についてです。

事業者が正当な理由なく公益通報者を特定する行為を禁止していますが、罰則の対象にはなっていません。罰則の有無で通報者が公益通報を行うことをためらうなどの影響が考えられます。通報者の探索に罰則を設け、抑止に努めることも考えられますが、罰則を設けない理由を御説明ください。

一方、通報者の保護が行き過ぎることによって、自己の利益を図る目的で、悪意を持って誰かをとおとしめようと、虚偽通報を発生するリスクも考えられます。通報者は、報告した事項が真実であることを信じるに足る合理的な根拠を有していなければなりません。E Uの公益通報者保護指令では、通報者が故意に虚偽の通報を行った場合の罰則規定もありますが、政府として、虚偽通報に対して具体的などのような対策を取るのか、その考えをお聞かせください。

続いて、通報妨害の禁止についてです。

事業者が労働者に対して、正当な理由なく、公益通報をしないなどの合意を求めたりすることなどによって公益通報を妨げる行為を禁止し、この規定に違反してなされた合意等の法律行為を無効とすることになっています。この無効とならない場合の正当な理由はどのようなものを示しているか、そこは重要なポイントです。

政府は、公益通報の妨害行為とならない正当な理由について、どのような場合を想定しているのか、具体的にお示しください。また、正当な理由について、事業者と労働者の双方が十分に理解できるように説明が必要ですが、その方法についても具体的な回答を求めます。

刑事罰の対象を解雇、懲戒とすることについてお聞きします。

不正を告発した内部通報者への不利益な取扱いに対し刑事罰が導入されますが、その対象となるべき処分は解雇と懲戒処分の二つに限定されています。つまり、実際に処遇されることが多い配置転換や退職勧告、ハラスメント等は罰則の対象外です。配置転換等が刑事罰の対象にならないのであれば、罰則の有無を逆手に取って、配置転換や退職勧告、ハラスメントによる報復が増加する可能性も考えられます。

政府が把握している配置転換や退職勧告、ハラスメントを含む報復の有無について、実態報告を求めます。その上で、配置転換や退職勧告、ハラスメントを刑事罰の対象から外した理由をお示しください。

公益通報のために必要な資料の収集、持ち出し行為への免責について質問いたします。

公益通報のためには、不正行為を裏づける資料の収集や持ち出しが必要であることは容易に考えられます。しかし一方で、必要な資料を持ち出した場合には、事業者側が情報漏えいや秘密義務違反を理由に解雇や懲戒の処分を課す可能性があります。公益通報をちゅうちょさせる要因になります。通報内容の精度を下げる原因にもなります。

過去の司法判断では、公益通報を理由として民事免責を認められた場合がありますが、判断を全て裁判に委ねてしまつては、不正の有無の判断に相当の時間を費やすことになります。免責規定の明記や、検討の余地はあると考えますが、本改正において免責規定を組み込まなかった理由について、今後どのように取り組むかという点も踏まえて御説明ください。

最後に、日本維新の会は、国会における議論を通じて、公益通報者保護制度の実効性を向上させ、国民生活の安心と安全を確保することをお約束し、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

〔國務大臣伊東良孝君登壇〕

○國務大臣伊東良孝君 阿部弘樹議員への御答弁の前に、先ほど、尾辻かな子議員への答弁の中で、報奨金制度につきまして、これを間違えて、奨学金と発言いたしました。正しくは報奨金でありますため、訂正させていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、阿部弘樹議員にお答えいたします。まず、令和二年の法改正の効果や課題についてお尋ねがありました。

消費者庁の実態調査結果によりまずと、法改正の施行後、より多くの事業者で窓口の設置等内部通報制度の導入が進み、公益通報者保護制度の認知度が向上するなどの効果が認められております。

その一方で、従事者指定の義務を履行していない事業者が一定程度存在すること、また、多くの事業者において内部通報窓口の利用は限定的であることなど、事業者の体制整備の不徹底や実効性に課題があり、このような課題に適切に対応していく必要があります。

次に、公益通報窓口の設置の義務化が通報者の不安や心配を解消できるのか、具体的な対策についてのお尋ねがありました。

令和二年の法改正で、事業者内の公益通報に対応する、事業者の指定義務や、あるいは従事者の守秘義務が規定をされました。

このような措置は、通報したことが上司等に共有されてしまうのではないかとといった通報者の不安や心配の解消につながるものです。

さらに、今回の法改正では、従事者指定義務の違反に対する命令権や命令違反時の刑事罰を規定しており、不正を通報することを検討している労働者の不安払拭に努めてまいります。

次に、社外の者が通報すべき不正を行った場合の対応についてありますが、公益通報者保護法では、取引先事業者との請負契約等に基づいて事

業を行う事業者の労働者が、当該取引先事業者の不正について、当該取引先事業者や行政機関又は報道機関等に通報する場合、一定の要件を満たせば保護をされます。

こうした点も含めて、制度の普及、浸透に努めてまいりたいと思います。

次に、消費者庁における民間と官公庁に対する対応の違い、官公庁の不正事案に対する見解についてのお尋ねがありました。

本改正案では、公益通報をしたことを理由として解雇又は懲戒をした者に対する刑事罰を導入することとしており、これについては、民間の事業者でそのような意思決定をした者のみならず、国及び地方公共団体において同様の意思決定をした者も対象となります。

また、官公庁の不正事案につきましては、消費者担当大臣としてのコメントは差し控えるところでありますが、消費者庁としては、国や地方公共団体も含め、制度の普及、浸透に努めてまいります。

次に、体制整備義務の対象となる事業者の範囲の拡大、及び中小企業への政府の対応方針や支援策についてのお尋ねがありました。

消費者庁の実態調査等の結果、従業員数三百人を超える義務対象事業者であっても体制整備の不徹底と実効性の課題が明らかとなっており、まずは、義務対象事業者の体制整備の徹底、そして実効性向上を図ることが重要であると考えております。

従業員数三百人以下の事業者には、法律上、体制整備の努力義務がありませんが、公益通報の件数が少なく、対応のノウハウを蓄積することは難しいとの指摘があるところであります。

このため、消費者庁では、これまで、中小規模事業者などに対し、制度の重要性や導入方法について周知を行ってまいりました。法改正後も、引き続き、制度の普及、浸透に努めてまいります。

次に、従事者指定義務に関する消費者庁の権限強化や組織体制についてのお尋ねがありました。事業者に対する消費者庁の行政措置は、外部からの情報提供のほか、様々な端緒情報を基に実施しております。

消費者庁では、今年度法執行のための新たな定員や予算を確保しており、引き続き、法執行体制の強化に取り組んでまいります。

次に、求職者等による公益通報に対する見解及び公益通報者の周辺の方々に対する配慮についてのお尋ねがありました。

求職者等による公益通報や通報を理由とする不利益な取扱い及び公益通報者の周辺の方々の状況につきましては、その実態が明らかではないことから、その状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、通報者探索への罰則を設けない理由についてのお尋ねがありますが、今回の改正法案では、公益通報者を探索して、公益通報をしたことを理由とする解雇又は懲戒を行った法人及び個人を罰則の対象としております。

一方、不利益な取扱いには至らない、探索行為自体に罰則を科した場合には、事業者による正当な調査を阻害する要因になり得るなどの懸念もあり、慎重に検討する必要があると考えております。

次に、虚偽通報に対する対策についてのお尋ねですが、公益通報者保護法では、通報が結果として真実でない場合であっても、通報が公益通報に該当し、法の保護要件を満たしている場合には不利益な取扱いが禁止されています。

一方、虚偽だと知って行う通報など、いわゆる濫用的通報については、まずは、事例を幅広く集め、実態を調査する必要があると考えております。

その上で、実態調査結果を踏まえ、公益通報者保護制度の健全な運営を確保する観点から、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、公益通報の妨害行為とならない正当な理由の具体的内容及び労働者と事業者の理解促進を図る方法についてのお尋ねがありました。

公益通報の妨害行為とならない正当な理由の具体例としては、労働者に対し、不正行為について、特段の根拠なく報道機関や取引先などに通報しないよう文書又は口頭で求めることが考えられます。

また、正当な理由について、労働者と事業者の双方が十分に理解できるよう、例えば、消費者庁の逐条解説やウェブサイト上のQ&A等により解釈の明確化を図ってまいります。

次に、政府が把握している配置転換や退職勧奨やハラスメントを含む報復の実態、これを刑事罰の対象から外している理由についてのお尋ねがありました。

裁判例の中には、不利益な取扱いが通報を理由とするものと認定された事案のうち、配置転換や嫌がらせに関するものもあると承知をいたしております。

刑事罰につきましては、一般論として、犯罪の構成要件は明白で、また、対象となる行為は罰則に値するものでなければなりません。御指摘の配置転換や退職勧奨、ハラスメントの様態は様々であり、不利益の有無や程度は個人の主観や事情に依存する部分が大きく、不利益であることが客観的に明確ではないため、罰則の対象とすることは困難と考えております。

次に、公益通報のための資料の収集、持ち出し行為の民事免責、導入しなかった理由、今後の取組についてのお尋ねであります。

労働者等が公益通報のために必要であると自ら判断して事業者の内部資料を収集し持ち出すことは、個人情報や営業機密などに関する事業者の情報管理や組織秩序に悪影響を及ぼす懸念があります。

裁判所においては、通報に伴う資料持ち出し行為を事由とする懲戒処分を無効としたものが見受

けられますが、通報との関連性や通報者の動機、行為の形態、影響等を総合的に勘案したものと承知をしております。

このため、公益通報を理由とする資料収集、持ち出し行為を、一定の要件の下、免責する規定を設けることは現状困難と考えており、事案ごとに事情を総合勘案の上、判断することが妥当と考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 伊東国務大臣から、答弁を補足したいとの申出があります。これを許します。国務大臣伊東良孝君。

(国務大臣伊東良孝君登壇)

○国務大臣(伊東良孝君) 度々御迷惑をおかけいたします。

先ほど、従業員数三百人以下の事業者には、法律上、体制整備の努力義務がありますがと申し上げるべきところを、ありませんがというお話をさせていただきますました。改めて訂正をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

○議長(額賀福志郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(額賀福志郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時八分散会

出席国務大臣

財務大臣 加藤 勝信君
国務大臣 伊東 良孝君

出席副大臣

内閣府副大臣 鳩山 二郎君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る十一日、内閣から次の報告書を受領した。

食料・農業・農村基本法第十七条第九項において準用する同条第六項の規定に基づく食料・農業・農村基本計画の変更の報告

一、去る十一日、内閣を経由して農林水産大臣江藤拓君から、次の報告書を受領した。

食料供給困難事態対策法第三条第五項の規定に基づく食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

江渡 聡徳君 若山 慎司君

尾崎 正直君 石橋林太郎君

西野 太亮君 広瀬 建君

山際大志郎君 英利アルフィヤ君

石橋林太郎君 森下 千里君

英利アルフィヤ君 大空 幸星君

大空 幸星君 山際大志郎君

広瀬 建君 西野 太亮君

森下 千里君 尾崎 正直君

若山 慎司君 江渡 聡徳君

財務金融委員

辞任

石田 真敏君 勝目 康君

上田 英俊君 高見 康裕君

田中 和徳君

土田 慎君

牧島かれん君

萩原 佳君

吉田 真次君

英利アルフィヤ君

勝目 康君

高見 康裕君

向山 淳君

黒田 征樹君

文部科学委員

辞任

遠藤 利明君

木原 稔君

田野瀬太道君

丹羽 秀樹君

経済産業委員

辞任

岩田 和親君

西村 康稔君

向山 淳君

勝目 康君

佐々木 紀君

深澤 陽一君

森下 千里君

和生 和生君

国土交通委員

辞任

小森 卓郎君

勝目 康君

安全保障委員

辞任

黄川田仁志君

草間 剛君

平岩 征樹君

深澤 陽一君

大空 幸星君

田畑 裕明君

英利アルフィヤ君

吉田 真次君

向山 淳君

黒田 征樹君

土田 慎君

田中 和徳君

石田 真敏君

上田 英俊君

牧島かれん君

萩原 佳君

補欠

丹羽 秀樹君

田野瀬太道君

木原 稔君

遠藤 利明君

補欠

勝目 康君

佐々木 紀君

森下 千里君

深澤 陽一君

和生 和生君

岩田 和親君

向山 淳君

西村 康稔君

補欠

勝目 康君

小森 卓郎君

補欠

深澤 陽一君

大空 幸星君

福田 徹君

田畑 裕明君

草間 剛君

黄川田仁志君

福田 徹君

平岩 征樹君

補欠

金村 龍那君

萩原 佳君

金村 龍那君

一、昨十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

齊藤 鉄夫君

補欠

赤羽 一嘉君

予算委員

辞任

稲田 朋美君

深澤 陽一君

近藤 和也君

酒井なつみ君

階 猛君

藤岡たかお君

徳安 淳子君

西田 薫君

長友 慎治君

赤羽 一嘉君

榊 万里君

田村 貴昭君

古川 直季君

野田 佳彦君

井野 俊郎君

松本 尚君

五十嵐えり君

後藤 祐一君

小山 千帆君

福田 淳太君

猪口 幸子君

岩谷 良平君

白木 秀剛君

大石あきこ君

田村 智子君

岡本 三成君

齊藤 鉄夫君

近藤 和也君

徳安 淳子君

西田 薫君

長友 慎治君

榊 万里君

田村 貴昭君

齊藤 鉄夫君

(議案提出)

一、去る十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。

ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案(青柳仁士君外二名提出)

外国為替資金特別会計の在り方の見直しに関する法律案(田中健君外一名提出)

(議案受領)

一、去る十一日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

(議案送付)

一、去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

電波法及び放送法の一部を改正する法律案

一、去る十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関し講ずべき措置に関する法律案(田中健君外一名提出)

一、昨十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案(青柳仁士君外二名提出)

外国為替資金特別会計の在り方の見直しに関する法律案(田中健君外一名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

良質な幼児教育実現のための制度の整備に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

良質な幼児教育を提供するための子ども・子育て支援制度等の改善に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

幼稚園等の体制及び施設の整備支援に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

すべての職業の尊厳に対する政府の認識に関する質問主意書(八幡愛君提出)

海底ケーブルの防護に関する再質問主意書(松原仁君提出)

トランプ関税をめぐる対米交渉における政府保有の米国債の取扱いに関する質問主意書(松原仁君提出)

シャドーフリート(影の船団)への制裁に関する質問主意書(松原仁君提出)

相続税に関する質問主意書(松原仁君提出)

オンラインカジノにおけるポイント還元制度および資金決済のあり方に関する質問主意書(水沼秀幸君提出)

特別支援教育に直接従事する教員に支給される給料の調整額に関する質問主意書(山井和則君提出)

(答弁書受領)

一、去る十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄における米兵による事件事故等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員島田洋一君提出中国の国防七校とわが国の大学との提携に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出高額療養費制度の見直しに関する質問に対する答弁書

令和七年四月二日提出
質問 第一二九号

沖縄における米兵による事件事故等に関する再質問主意書

提出者 屋良 朝博

沖縄における米兵による事件事故等に関する再質問主意書

私が提出した質問に対して、二〇二五年三月十八日付で答弁書(内閣衆質二一七第八六号。以下「本件答弁書」という。)を受領したが、本件答弁書の答弁が不十分であったと考えるため、その内容を踏まえつつ、以下、再質問する。

一 本件答弁書の一について

1 本件答弁書は林官房長官の「衆議院予算委

員会における石破総理の答弁は、質疑者との一連のやり取りの中で行われたものでござい

ますので、個別の表現ぶりのみを取り上げて論評することが適切であるというふう

に考えておりません」とする記者会見発言を引用するが、予算委員会における石破総理の発言につ

いて「個別の表現ぶりのみを取り上げて論評することが適切で」とないとする理由を明らかにされたい。

2 米軍人・軍属が所在する米軍基地と事件事故等との因果関係について、政府の認識を改めて伺う。

3 基地があるため、米軍人・軍属が存在し、それによつて事件事故も発生しているという認識を政府も共有するの

のかどうか明示されたい。

4 過去二十年間における、米軍人・軍属による事件事故の発生件数、当該者の所属基地について、政府の把握するところをそれぞれ可能な限り示されたい。

二 本件答弁書の四について、二〇二三年十二月の事案について「日本側の捜査当局」が「非公表とすべきと判断したもの

と承知して」といるとし、外務省もその判断を踏まえ、事務方において「関係者に対する情報提供は控えるべきものと理解し、対応した」と答弁している。

1 「日本側の捜査当局」とは、具体的に何を指すのか明らかにされたい。

2 「日本側の捜査当局」が十六歳未満の性的暴行事件で被害者が殺害された案件を除き、同年十二月の事案以前の過去五年間で「公表」した事案があれば件名、発生年月日をそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

3 「日本側の捜査当局」が性的暴行事件で「公表」「非公表」とする判断の基準を明らかにされたい。

4 同年十二月の事案以前の過去五年間で発生した米兵による性的暴行事件の件数を年度ごとに可能な限り示された上で、その中で「日本側の捜査当局」が「非公表とすべきと判断」したため、日米合同委員会合意（一九九七年三月合意）に基づく日米による通報手続及び情報共有の仕組みを活用しなかった事案があれば示されたい。

5 二〇二四年七月三十日の衆議院安全保障委員会において、捜査当局は外務省に対して、前記の合意に基づく通報手続を行わないよう求めた事実はないと警察庁長官官房審議官が答弁している。本件答弁書で述べられている「外務省においても、こうした判断を踏まえ」とは誰のどのような判断なのか明らかにされたい。

6 「日本側の関係当局による迅速な対応も確保されていたところであり」、「日米合同委員会合意の目的が達成されたものである」とする具体的な理由を説明されたい。

7 二〇二三年十二月の事案について通報を受けなかった防衛省沖縄防衛局が担うべきだったはずの業務の概要を示された上で、その業務を誰がどのように対応したことで、「目的が達成された」のか説明されたい。

8 沖縄県が担当する対応業務を示された上で、誰がどのように対応したことで「目的が達成された」のか、政府の把握するところを説明されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第一二九号
令和七年四月十一日
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員屋良朝博君提出沖縄における米兵による事件事故等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和七年四月十五日 衆議院会議録第二十号

〔別紙〕
衆議院議員屋良朝博君提出沖縄における米兵による事件事故等に関する再質問に対する答弁書

一の1から3までについて
お尋ねについては、先の答弁書（令和七年三月十八日内閣衆質二一七第八六号）一について述べたとおりである。

一の4について

お尋ねの「米軍人・軍属による事件事故」の具体的に意味するところが明らかではないため、網羅的に答えすることは困難であるが、例えば、平成十七年から令和六年までの間において、警察が検挙した合衆国軍隊の構成員又は軍属による警察の犯罪統計の区分における刑法犯に係る検挙件数について、沖縄県において発生した件数は、七百四十八件であり、当該合衆国軍隊の構成員又は軍属の所属する基地は、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニー等である。

また、平成十七年から令和六年までの間において、警察が検挙した合衆国軍隊の構成員又は軍属による警察の犯罪統計の区分における特別法犯に係る検挙件数については、犯罪が発生した都道府県別の件数は把握していないが、沖縄県警察による検挙件数は、二百六十二件であり、当該合衆国軍隊の構成員又は軍属の所属する基地は、キャンプ・ハンセン等である。

さらに、警察が検挙した合衆国軍隊の構成員又は軍属による道路交通法（昭和三十五年法律第五号）違反事件の検挙件数については、令和二年二月以前の件数は把握していないが、令和二年三月から令和六年十二月までの間において、警察庁として把握している限りでは、同県警察による検挙件数は、二百十九件であり、当該合衆国軍隊の構成員又は軍属の所属する基地は、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コート

二一等である。

加えて、合衆国軍隊の構成員又は軍属による交通事故（人の死傷を伴うものに限る。）の同県における発生件数については、令和二年二月以前の件数は把握していないが、令和二年三月から令和六年十二月までの間において、警察庁として把握している限りでは、三十三件であり、当該合衆国軍隊の構成員又は軍属の所属する基地は、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニー等である。

二の1について

那覇地方検察庁及び沖縄県警察である。

二の2について

お尋ねの「日本側の捜査当局」が十六歳未満の性的暴行事件で被害者が殺害された案件を除き、同年十二月の事案以前の過去五年間で「公表」した事案の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和元年から令和五年までの五年間に沖縄県警察が検挙した沖縄県における合衆国軍隊の構成員による性犯罪事件のうち、同県警察が報道発表を行った事件としては、令和三年一月三十一日に発生した強制わいせつ事件があるものと承知している。

二の3について

お尋ねについて、那覇地方検察庁及び沖縄県警察を含め、捜査当局においては、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第四十七条の趣旨を踏まえて、個別の事案ごとに、公益上の必要性とともに、関係者の名誉及びプライバシーへの影響並びに捜査・公判への影響の有無・程度等を考慮し、公表するか否か、公表するとしてどの程度の情報を公表するかを判断するものと承知している。

二の4について

お尋ねの「同年十二月の事案以前の過去五年間で発生した米兵による性的暴行事件」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではない

が、令和元年から令和五年までの五年間に沖縄県警察が検挙した沖縄県における合衆国軍隊の構成員による刑法明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条及び第七十九条から第八十一条まで（不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等及びこれらの罪の未遂罪並びに不同意わいせつ等致死傷）の罪並びに刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）による改正前の刑法第七十六条から第八十一条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等及びこれらの罪の未遂罪並びに強制わいせつ等致死傷）の罪に係る事件の件数は、令和元年は零件、令和二年は零件、令和三年は三件、令和四年は零件及び令和五年は二件である。また、平成九年三月三十一日の在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続に関する日米合同委員会合意（以下「通報手続に関する日米合同委員会合意」という。）に基づくお尋ねの「日米による通報手続及び情報共有の仕組みを活用しなかった」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねの「事案」があるか否かについてお答えすることは困難である。

二の5について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「事案」への対応については、令和六年十二月十九日の衆議院安全保障委員会において、岩屋外務大臣が「お尋ねの一九九七年の日米合同委員会合意に基づく通報の取扱いについては、日頃から外務省事務方において対応しております。本件につきましては、捜査当局において、事案が公になることによって被害者の名誉、プライバシーに甚大な影響を与えることがあり得ることなどを考慮して、非公表とすべきと判断したものと承知しておりまして、外務省におきまして、そのような捜査当局における

議長の報告

判断を踏まえて、事務方において関係者に対する情報提供は控えるべきものと理解し、対応したところでございます。・・・そして、誰だったのかというお尋ねですが、外務省としては組織として対応していることでございますので、誰であったかということを上申上げすることは控えさせていただきますと思います。」と答弁しているところである。

二の6から8までについて

お尋ねの「防衛省沖縄防衛局が担うべきだったはずの業務」及び「沖縄県が担当する対応業務」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難であるが、通報手続に関する日米合同委員会合意の目的は、事件・事故が発生した際に、日米間で適切に情報のやり取りを行い、その結果として日本側の関係当局の迅速な対応を確保し、そうした事件・事故が地域社会に及ぼす影響を最小限にすることであり、御指摘の「事案」への対応においては、日本側の捜査当局から外務省への情報提供を踏まえ、日米間で適切な情報のやり取りが行われ、また、日本側の関係当局においても、日本側の捜査に支障が生じないよう米側とも協力し、その結果として、迅速な対応が確保されていたところであり、当該目的は達成されたと考えている。

令和七年四月二日提出
質問第一三〇号

中国の国防七校とわが国の大学との提携に関する質問主意書

提出者 島田 洋一

中国の国防七校とわが国の大学との提携に関する質問主意書

中国には、國務院下の国家国防科技工業局が直接管理し、機密度の高い武器の研究開発を担う大学が七校あり、国防七校と呼ばれている（北京航

空航天大学、北京理工大学、ハルビン工業大学、ハルビン工程大学、南京航空航天大学、南京理工大学、西北工業大学。

米国防務省の産業安全保障局は、米国の安全保障を脅かす活動に関与している可能性が高い個人や団体などのエンティティリスト（貿易制限リスト）を作成し、技術の輸出を規制しているが、国防七校全校がリストに挙げられている。

国防七校の学生が、日本の大学で、当該規制技術を用いた実験や研究を行うならば、米国の輸出規制の抜け穴となり、当該日本の大学自体がエンティティリストに挙げられかねないと考え、わが国自体、軍事転用できる微細技術を外国人に提供することを「みなし輸出」として管理、規制していると承知している。

文部科学省が公表した、海外の大学との大学間交流協定（令和四年度実績）によると、わが国には、国防七校と提携し、留学生を受け入れている大学がある。

以上を踏まえて質問する。

一 政府は、令和四年度に国防七校からわが国の大学に何名の留学生が派遣されたか把握しているか。把握しているのであれば、各大学ごとの人数をそれぞれ可能な限り回答されたい。

二 政府は、国防七校からの留学生の研究内容については把握していないと承知するが、わが国の安全保障を脅かす技術の流出が合理的に想定されるにもかかわらず、研究内容を把握していないとする理由は何か。

三 そもそも国防七校からの留学生受入れを規制する必要はないのか、政府の見解を問う。
右質問する。

内閣衆質二一七第一三〇号

令和七年四月十一日

衆議院議長 額賀福志郎殿 内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議員島田洋一君提出中国の国防七校とわが国の大学との提携に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員島田洋一君提出中国の国防七校とわが国の大学との提携に関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省が実施した「大学における教育内容等の改革状況調査（令和四年度実績）」によると、我が国の大学に対しては、南京航空航天大学から一人、南京理工大学から一人、ハルビン工業大学から三十二人、ハルビン工程大学から四人及び北京理工大学から二十二人の留学生が派遣されていると承知している。

二について

お尋ねの「わが国の安全保障を脅かす技術の流出が合理的に想定される」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、大学における教育研究活動の実施については、留学生の研究内容も含め、各大学の自主的・自律的な判断に委ねられるべきものである。また、文部科学省においては、我が国の大学や研究機関（以下「大学等」という。）に対し、経済産業省作成の「安全保障貿易に係る微細技術管理ガイドライン（大学・研究機関用）」を周知する等のための文書を発出し、安全保障に関連する微細技術の管理に関する説明会を開催する等して、大学等において当該技術の管理が徹底されるよう施策を講じてきたところであるため、お尋ねの「国防七校からの留学生の研究内容」について、政府として網羅的に把握していない。

三について

お尋ねの「受入れを規制する」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、政府としては、「国防七校からの留

学生」に限らず、一般に、外国人留学生の受入れに当たっては、安全保障に関連する微細技術の管理の徹底が重要であると考えており、例えば、令和六年六月二十一日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針二〇二四」において「留学生・外国人研究者等の受入審査強化等の技術流出対策に取り組む」としている。

令和七年四月二日提出
質問第一三一号

高額療養費制度の見直しに関する質問主意書

提出者 岡本 充功

高額療養費制度の見直しに関する質問主意書

令和七年三月三十一日の衆議院本会議で内閣総理大臣は「高額療養費制度には、御指摘のとおり、人工透析、血友病、血液製剤に起因するHIV感染症について、患者の自己負担限度額を更に軽減する特例制度を設けております」とし「この秋までに高額療養費制度全体について改めて検討してまいります」と答弁している。

一 この答弁にいうところの「高額療養費制度全体」とは何を指すのか具体的に例示されたい。

二 この答弁にいうところの「患者の自己負担限度額を更に軽減する特例制度」も検討対象になるのか。
右質問する。

内閣衆質二一七第一三一号

令和七年四月十一日

衆議院議長 額賀福志郎殿 内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議員岡本充功君提出高額療養費制度の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出高額療養費制度
の見直しに関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについて、令和七年三月三十一日の衆議院本会議において、石破内閣総理大臣が「高額療養費制度には、御指摘のとおり、人工透析、血友病、血液製剤に起因するHIV感染症について、患者の自己負担限度額を更に軽減する特例制度を設けております。今後、この秋までに高額療養費制度全体について改めて検討してまいります」と答弁しているところ、「改めて検討」する「高額療養費制度全体」とは、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五条等に基づく高額療養費制度に関する、高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関する必要な事項の全てを指すものであり、「患者の自己負担限度額を更に軽減する特例制度」の在り方についても、これに含まれるものである。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和七年二月二十一日

内閣総理大臣 石破 茂

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の十二第二項及び第二条の十四第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第二条の二十第一項中「令和十三年三月三

令和七年四月十五日 衆議院會議録第二十号

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案及び同報告書

十一日」を「令和二十三年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。
（特定投資業務に関する検討）

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、株式会社日本政策投資銀行（以下この項において「会社」という。）による特定投資業務（この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十二第二項に規定する特定投資業務をいう。以下この項において同じ。）の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

理 由

地域活性化又は我が国の企業の競争力の強化等に資する資金供給を一層促進するため、株式会社日本政策投資銀行による特定投資業務について、その資金供給の対象となる事業者等の決定の期限等を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地域活性化又は我が国の企業の競争

力強化等に資する成長資金の供給を一層促進するため、株式会社日本政策投資銀行の特定投資業務の投資決定期限等を延長するもので、その内容は次のとおりである。

1 株式会社日本政策投資銀行の特定投資業務について、投資決定期限及び政府による出資期限を令和八年三月三十一日から令和十三年三月三十一日まで延長すること。

2 特定投資業務の完了期限を令和十三年三月三十一日から令和二十三年三月三十一日まで延長すること。

3 この法律は、公布の日から施行すること。
二 議案の可決理由

本案は、地域活性化又は我が国の企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を一層促進するため、株式会社日本政策投資銀行の特定投資業務の投資決定期限等を延長するもので、時宜に適用ものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和七年四月十一日

財務金融委員長 井林 辰憲

衆議院議長 額賀福志郎殿

〔別紙〕

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 株式会社日本政策投資銀行ができる限り早期に完全民営化することとされていること及び特定投資業務が時限を定めて導入されたことを踏まえ、期間延長が際限なく繰り返されることがないよう特定投資業務の法定期限到来までの間に、同業務の継続の是非と国の関与のあり方について十分に検討すること。

二 政府の保有株式については、特定投資業務等の実行に伴い政府が保有すべき株式を除き、株式会社日本政策投資銀行の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、できるだけ早期の売却に努め、その売却益を増大している国債の償還財源に充当するよう努めること。

三 特定投資業務が民業の補完又は奨励に徹することとされていることを踏まえ、民業を圧迫することがなく適切な運営がなされるよう注視すること。また、いわゆる呼び水効果が民間金融機関に与える経営上の影響について、定量的な計測や検証に努めるよう促し、もって呼び水効果が最大となるよう配慮すること。

四 株式会社日本政策投資銀行の株主として同行の業務の事業実績及び経営状況を十分監視すること。

五 民間金融機関による資金供給を公的観点から支援するという株式会社日本政策投資銀行の役割に応じた適切なリスクを取る事が可能となるよう、同行の経営状況について、その投資損益等が適正なものとなるよう十分注視すること。

六 多額の公的資金が投入される特定投資業務に対し、国会の行政監視機能が十分に果たされるよう政府と株式会社日本政策投資銀行は取引内容に関して積極的に情報開示を行うこと。

七 地域経済の自立的発展を実現するためには、地域金融機関等の人材の育成が急務であることに鑑み、株式会社日本政策投資銀行から地域金融機関に対する先進的な金融ノウハウの提供や同行と地域金融機関等の協働等により、地域における人材育成が同行によって図られるよう適切な措置を講ずること。

